

平成21年7月28日

各位

会社名 山下医科器械株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 山下 尚 登
(コード番号: 3022 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部長 伊藤 秀 憲
(TEL 092-726-8200)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年7月28日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年8月27日開催予定の第61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、現行定款第8条(株券の発行)およびその他不要となった規定を削除するほか、条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

また、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを備え置くこととされているため、附則に所要の規定を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年8月27日
定款変更の効力発生日	平成21年8月27日

以上

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p>
<p>第7条</p>	<p>第7条</p>
<p>(株券の発行)</p>	
<p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p>	<p>第8条 (現行どおり)</p>
<p>2 <u>当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p>第10条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p>第9条 当社は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第11条 当社は株主名簿管理人を置く。</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に<u>取扱わせ</u>、当社においては取扱わない。</p>	<p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に<u>委託し</u>、当社においては取扱わない。</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>第40条</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第41条 剰余金の配当は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>第39条</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第40条 剰余金の配当は、毎年5月31日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

以 上